

## 職業訓練制度改革の動向

昨年六月に「最近の労働経済の変化及び技術革新の進展等に対処すべき今後の職業訓練制度のあり方」について諮問を受けていた中央職業訓練審議会（会長＝内田俊一）は、さる七月二十九日、小川芳相に「今後の職業訓練のあり方について」の答申を提出した。これをうけて労働省は、早速に職業訓練法の改正など現行職業訓練制度改革の準備をすすめていくと伝えられている。

現行の職業訓練制度は、一九五八年に成立した職業訓練法を基礎としている。それ以前の職業訓練は、労働基準法による技能養成と職業安定法による職業指導の二本立てになっていた。前者は徒弟制度の弊害除去をめざした技能者養成令に基いており、後者は簡潔に言えば失業対

策の観点から行なわれていたとみなされる。職業訓練法は、一九五五年頃から喧伝された「技術革新」の情勢に対処して従来の消極的方針を放棄し、個別資本による技能労働者の養成を奨励（認定職業訓練）し、公共職業訓練の拡充をめざしたものである。また同法により、熟練技能労働者の格付けとそれによる横断的労働市場の醸生をめざした技能検定制度が創設された。その後一九六〇年には「国民所得倍増計画」に見あった「職業訓練長期基本計画」が作製公表された。この基本計画の実績を六七年度についてみると、公共職業訓練の養成計画一三万二千人に対して実績一二万四千人（九〇・四％）、事業内職業訓練の養成計画二四万

一千人に対し実績八万四千人（三四・九％）となつてゐる。基幹部門の熟練工となるはずの企業内訓練が全く不振なのである。いっぽう労働省の「技能労働力需給状況調査」は慢性的に百万人以上の技能労働者の不足を示しており、六七年六月現在についてみれば、機械工一四万四千人、ミシン縫製工八万三千人、仕上工五万九千人をはじめとして総計一五七万人の不足となつてゐる。

また、現行の職業訓練は公共職業訓練・事業内職業訓練ともに、その殆ど全部が中卒者を訓練することをたてまゑとしてゐるので、高校進学率の上昇に伴う中卒就職者の減少は熟練技能労働者の供給不足という点からみて——総資本からみると——まことに深刻な問題なのである。

今回の諮問と答申は、右に素描したような最近の情勢に対応して、十年ぶりに職業訓練制度改革をはかるうと企図されたものである。前回の改正（五八年）、今回の改革の動き、ともに小中学校の教育課程改訂と時期を同じくしていることはたんなる偶然とはいえない政策の動向

とみるべきであろう。少なくとも教育政策は労働力政策と密接に関連して行なわれているという示唆を読みとることができるのである。

答申は「序論」「第1職業訓練制度の背景」「第2職業訓練の原則的事項について」「第3今後の職業訓練制度のあり方」「結論」という構成になっている。序論では、労働力需給の逼迫、深刻な技能労働者の不足および技術革新の進展と生産設備の機械化自動化が職業訓練に多様な要請をしていると指摘し、①「人生の出发点で技能的進路についた者全員が、その当初において必要な職業訓練を受講しうよう」訓練体系を確立すべきこと、②青少年に対する職業訓練の内容を技術革新に対応して改善すること、③産業の再編成（合理化）による転職、婦人の進出に対する能力再開発訓練を図ること、④学校教育については従来の「八学識」偏重といわれていた学校教育を本来の「八学術」併立に立ち帰りうるよう改め、学校における職業指導を充実し、早い

時期から青少年に正しい職業観を与えること。」などが必要であるとのべている。

「職業訓練制度の背景」としては、まず労働経済の変化として、①雇用規模の拡大、中卒就職者の減少などの労働力不足の進展、②技能労働者の不足、③労働力流動の活発化、④第二次産業における雇用の増大などの就業構造の変化、⑤若年労働者の賃金の相対的上昇などにみられる賃金構造の変化、をあげ、ついで技術革新によって技能労働は「①作業自体が単純化して特別の技能及び知識を必要としなくなってきたもの②単能化して限られた範囲の技能及び知識で間に合うようになつてきたもの③多能化して複雑な機械、装置の運転、保全等に関する技能及び知識を必要とするようになってきたもの④作業全般の管理統制に関する技能及び知識を必要とするようになってきたもの」の四つの方向に分化し、質的に変化しつつあると指摘し、「一般に機械化、自動化の進行は、長年の経験のうえに職人的技能をみがき上げてきたいわゆ

る「八勘とコツ」の熟練工に代えて、近代的な養成訓練を経て本来の技能に知的素養の加味された変質の技能労働力を必要としてくる」とのべている。

「現行の職業訓練制度の問題点」としては、①依然として職訓法以前の「技能者養成」「職業補導」の旧制度の色彩が残っていること、②職訓法には、職業訓練が学校教育と並んで人的能力開発向上の主要な一翼を担うという展望を欠いていること、③現行職業訓練制度は訓練主体別（自治体、雇用促進事業団、公共職訓、個別企業、事業内訓練）になつていて相互の関連が明確でなく、また中卒者への訓練のみを予測していて展望に欠けること、などが指摘されている。

「今後の職業訓練制度のあり方」としては、前述の背景と問題点に対応して、①職業訓練制度を人的能力開発政策の主要な一翼として位置づけること、②職業訓練の計画的推進、③職訓を卒卒者への「養成訓練」と、「能力再開発訓練」の二本立てとして体系化すること、④中卒

者への訓練と高卒者への訓練との関連をはかること、⑤実施主体に市町村を加えるなどの実施主体の拡大、「養成訓練の実施に關し、事業主に対する努力規定を設ける」「学校における職業指導の強化」「職業安定機関は……養成訓練の訓練生の確保について特別の配慮を行なうこと」などの条件整備、⑥訓練基準の改善整備（そのなかには、「中卒者に対する養成訓練の基準は、後期中等教育の一環としての見地から、基本的教科を重視すること」という項もある）、職業訓練指導員の資質向上と充足確保、教科書認定制度の採用など教科書・教材の整備充実、⑦技能検定の刷新整備、⑧「教育の各段階において、技能的職業に対する理解を深め、正しい職業観を確立させる」などの措置による「技能尊重気運慣行の確立」についてのべている。

われわれは、このような答申に貫かれている三つの流れを読みとることができ。その一つは、国がより積極的に技能労働力の育成策をとり必要ならば個別企

業への介入をも辞さないという姿勢が明確になっている点である。すでに六月にまとめられた「職業訓練法改正に關する労働省案」には、「養成訓練の実施に關し、事業主に対する訓示規定を設けるとともに、さらに必要に応じ、実施率設定方式による実施促進の措置を講ずることとする」と書かれている。われわれは、

ここで、技能者養成実施率を制定しその実施を義務つけたものこそは国家総動員法に基づく工場事業場技能者養成令（一九三九年）であったことを想起せざるを得ない。今回の改革でこのまま条文化されるかどうかは別としても、技能者養成に積極的な企業への若年労働者の優先的配分など職安によってとられるであろう措置の底流となつてゐること、このことがまた学校の職業指導の強化と深く結びついていることを指摘しておこう。

一つは、職業訓練を人的能力開發政策の一部として明確に位置づけ、とりわけ中卒者に対する養成訓練を後期中等教育の一環として位置づけようとしてゐるこ

とである。このことは、後期中等教育を多様化するという教育政策のなかに底流として読みとられてはいたが、今回のように公然と位置づけられることは、中等教育の民主化をめざすという観点からみると改めて重要な問題が提起されたといつてよいのではないかと思う。

第三には、高卒者に対する訓練を制度化したり、訓練体系を整備はかろうとする措置のなかに、それなりに総資本の「技術革新」への積極的な対処の姿勢がみられることが指摘できる。しかしこれは、右の二つの潮流のなかで、つまり、総資本の労働力政策という要請を職業訓練の拡充整備のなかに貫徹しようという露骨な方策としてとらえるべきものである。この政策は当然に、人民の要求、民主的な教育実践と衝突せざるを得ないし、だからこそ、職業指導という選別機能の強化を訴えたり、「學術併立」などという奇妙な概念をもちだして説教したりしなければならぬのである。

△佐々木亨 〓教科研・技術教育部会▽